

令和6年

第2回忠岡町議会定例会会議録

第4日

閉会 令和6年6月27日

忠岡町議会

令和6年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和6年6月27日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 河瀬 成利議員	2番 今奈良幸子議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 尾崎 孝子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
町長公室長	立花 武彦		
町長公室次長兼秘書人事課長		町長公室次長兼自治防災課長	
	中定 昭博		南 智樹
産業住民部長	新城 正俊		
産業住民部次長兼住民人権課長		産業住民部次長兼生活環境課長	
	谷野 彰俊		小倉由紀夫
健康福祉部長	二重 幸生	健康福祉部次長兼保険課長	
			大谷 貴利
教育部長兼教育総務課長		教育部理事兼学校教育課長	
	村田 健次		石本 秀樹
消 防 長	岸田 健二	消防次長兼予防課長	下川 浩幸

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
係 長	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

これより、会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

会議に先立ちまして、私より報告がございます。

議案第34号の議案書に訂正がございましたので、お手元にご配付してあります正誤表のとおり訂正されたことを報告いたします。

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

事務局長（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第2回忠岡町議会定例会議事日程（4日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第31号 忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第32号 手数料条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第33号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第34号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について

(総務事業常任委員会委員長報告)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第35号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

- 日程第6 意見書第4号 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第7 意見書第5号 障害者相談支援事業の委託業務を社会福祉事業として非課税の対象にすることを求める意見書の提出について
- 日程第8 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について
- 以上のとおりでございます。

議長(北村 孝議員)

日程第1 議案第31号から日程第5 議案第35号までの5件の議案についてを一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認めます。

よって、日程第1 議案第31号から日程第5 議案第35号までの5件を一括議題といたします。

本件に関し、6月13日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

松井議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長にお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

去る、6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました2件の議案につきましては、6月17日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして会議規則第41条第1項の規定によりご報告をいたします。

なお、質疑応答などの詳細な内容につきましては、配付いたしております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第31号 忠岡町財産評価審査委員会条例の一部改正については、委員会記録のとおり理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

次に、議案第34号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)についての総務事

業常任委員会に係る部分につきましては、委員会記録のとおり理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成多数により可決されました。

まず、反対討論といたしましては、企画費における大阪・関西万博への子供招待事業委託料は認められません。「万博会場には、爆発事故が起こったメタンガスが至るところで発生し、休憩所も日陰も食事を取る場所もなく、暑さ対策もできておらず、災害時の避難計画もない危険な万博会場に子供たちを招待することに反対する。」との意見があり、また、「安全性の確認も取れておらず、責任の所在も明確でない中、子供招待という事業そのもののコンセプトに無理がある。できれば行きたくても行けないご家庭などのサポートをする行政らしい事業を行うべき。」との意見もございました。

一方、賛成討論といたしましては、「今回の補正予算には消防署の改修工事や防災資機材購入の予算なども計上されており、万博事業につきましても、万博は子供たちが世界とつながることができる貴重な機会であるため、現時点ではこの予算をなくすことは考えていない。」との意見がありました。

採決の結果、賛成多数により可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託されました2件の議案についての報告を終えます。

令和6年6月27日、総務事業常任委員会委員長 松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいま総務事業常任委員会委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員会委員長報告を求めます。福祉文教常任委員会委員長、三宅良矢議員。

福祉文教常任委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

福祉文教常任委員会委員長（三宅 良矢議員） 議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました4件の案件について、6月18日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細の内容については、配付しております議事暫定版のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第32号 手数料条例の一部改正については、委員会記録のとおり理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第33号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員会記録のとおり理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第34号 令和6年度定岡町一般会計補正予算（第2号）についての福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第35号 令和6年度 高岡町国民健康保険事業化事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論があり、反対討論としては、「資格確認書は、従来の健康保険証と同じ役割をするのに、健康保険証を廃止することに伴い新たに資格確認書を策定することになる。現在の健康保険証をそのまま活用すればよいものであり、システムの改修は必要ない。」との意見がありました。

以上のとおり、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4件の議案についての報告を終わります。

令和6年6月27日、福祉文教常任委員会委員長、三宅良矢。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

それでは、日程第1、議案第31号 忠岡町財産評価審査委員会の条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第2、議案第32号 手数料条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。

よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第3、議案第33号 忠岡町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

討論疑なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

動議を求めます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

議案第34号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、修正動議を提出したいと思います。

議長（北村 孝議員）

ただいま是枝委員より修正の動議がありましたので、会議規則第17条第2項の規定により、修正動議はその案をそなえ、所定の発議者を連署して、議長に提出しなければならないことになっておりますので、これより提出をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

議事の都合により暫時休憩をいたします。

10時30分より再開いたします。

（「午前10時12分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午前10時30分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

本件に対し、是枝委員ほか3名から修正の動議が提出されております。

この動議は所定の発議者がおりますので、動議は成立いたしております。

よって、これを原案と合せて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

議案第 3 4 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算(第 2 号)について修正案の趣旨説明をいたします。

忠岡町提出原案の第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 1 目号企画費、第 1 2 節その他委託 大阪・関西万博こども招待事業委託料 3 5 万 2, 0 0 0 円を削除するものであります。

町提出の万博こども招待事業委託料は、2 回目の忠岡町が負担する 4 歳から 1 8 歳までの子供の申込みの際のシステム利用料を、忠岡町が負担するための費用負担分であります。

3 月 2 8 日、工事中の万博会場でメタンガスの爆発事故が起こり、もう会場の至るところではメタンガスが発生している状況が続く中、安全性が確認できていない状況です。

また、夏の開催にもかかわらず、休憩所も日陰も食事を取る場所も不足している、暑さ対策ができてない上、大阪湾の埋立地で開催するのに災害時の避難計画も万博会場の人工島である夢洲から 3 日間かけて来場者 1 5 万人を避難させることを想定しているという危険な万博会場です。このような危険な場所に子供を招待し、行くことを推奨する事業を行政が行ってはいけません。

さらに、なぜ 2 回も子供を招待しなければならないのか。前売り券の売れ行きが悪く、世論調査でも行かない方が多く、来場者を増やすためこども無料招待を思いついたようで、1 回目に学校から連れて行くだけでなく、2 回目のこども無料招待は子供だけではいけないので、親が連れて行くことになり、親が連れて行けないご家庭もある中、行ける家庭の子供にだけ税金を使う不公平な使い方でもあります。このようなことに、町民の税金を使うわけにはいきません。

よって、修正案として企画費第 1 2 節その他委託 大阪・関西万博こども招待事業委託料 3 5 万 2, 0 0 0 円を削除するものであります。議員皆様方のご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案理由は、以上のとおりです。

これより本修正案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 3 4 号の原案及び修正案について一括討論に入ります。

まず、原案に賛成の発言を許します。

1 0 番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

この第34号原案に賛成いたします。

まず、関西万博のことですが、まず、こども招待のメリットがあります。大阪・関西万博は、子供たちにとって貴重な学びの場や体験の機会となる可能性があります。子供たちが世界中の科学技術や文化に触れる機会を提供することで、将来の可能性を広げる手助けとなります。

まず、1回では足りないと思います。2回、3回行って、子供たちが学ぶこともたくさんあるかと思います。まず、私たち大人が今の時点で2回目は要らないと言い切ることがどういうことなのか、ちょっと考えていただきたいと思います。可能性がございます。

そして、また、大阪・関西万博は皆さん誤解されている方が多いと思いますが、国家プロジェクトです。日本財団が行った17歳から19歳の男女1,000人へのインターネットアンケートの結果があります。若い彼・彼女らは、万博の開催について実に68.1%が賛成しています。反対は、僅か6.6%にとどまっています。

賛成の理由、5割以上が「経済的な効果。」、「日本や日本の文化を発信するチャンスがある。」と期待を持っております。そういう若い人たちの声を、また、ボランティアも募ったところ、予定の2倍から3倍の応募があったそうです。若い人たちは期待をしております。

そして、子どもたちに万博に行くチャンスを与えるこの補正予算に私は賛成したいと思っています。

また、子供に対して大人一人で行くわけではなく、地域、コミュニティで連れていくという考え方はないのでしょうか。子供たちに無料でいけるというチケットがあるということだけでも、子供たち、仲間で一緒に、小さいお子様はあれですけれども、責任ある大人がついていくことによって、コミュニティで大阪万博、せつかく五十何年ぶりの世界の万博を大阪、こちらの開催地である大阪の私たちが行かないでどうするのでしょうか。ぜひ、子供たちに2回目、3回目のチャンスを与えていただきますように、この補正予算を賛成させていただきたいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、次、修正案に賛成の発言を許します。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

議案第 3 4 号 令和 6 年度忠岡町一般会計補正予算（第 2 号）について、修正案賛成、原案反対の立場で討論を行います。

この議案の原案には、消防本部庁舎仮眠室等個室化改良工事の追加補正や、防災用消耗品、防災資機材等購入費など必要な予算が組まれています。

しかし、問題点として、総務管理費の企画費に大阪・関西万博子供招待事業委託料 3 5 万 2, 0 0 0 円が含まれています。

来年 4 月に開催される大阪・関西万博ですが、安全性に疑問を抱かざるを得ない状況にあります。産廃処分場の人工島である会場の夢洲は、メタンガスが至るところで発生していることが報告されています。3 月 2 8 日には、トイレの建設現場で爆発事故が起きました。万博の建設現場では、作業員を退避させる基準以上のメタンガスが 7 6 回も検知されています。博覧会協会はガス濃度計測を継続的に行い、会期中は測定値を毎日公表することを検討していますが、毎日ガス濃度を計測しなければいけない環境である万博会場は、とても安心して行けるものではありません。

そういった中、1 回目のこども招待事業については、大阪府が学校単位で無料招待を予定していますが、現地の安全性がまだ確認されていない状況の中、各学校に対し 3 回以降のアンケートを行うなど、現場に過度の負担をかけています。

しかも、パビリオンの見学は限定されるなど、とてもゆっくり見学できるものではありません。本来、招待という言葉を出すなら、十分に楽しんでもらうことを優先すべきではないでしょうか。これでは本当の招待ではありません。

1 回目の無料招待がこういう状況なので、ゆっくり家族や友人で回ってもらいたいため、2 回目の無料招待事業を各市町村で行うこととなり、忠岡町は既にこの事業には手を挙げています。

しかし、2 回目の無料招待事業、本当に必要なのでしょうか。そもそも 1 回目の大阪府の無料招待事業で十分に見学できるように計画すべきではなかったでしょうか。

そして、先ほども述べたように、万博会場の安全性です。安全性も確認されていないところに子供を招待し、行くことを推奨する事業を、行政が行ってはいけないと思います。

また、見学を希望する子供に対して助成ということですが、2 回目は大人とともに参加することになります。経済的に厳しい家庭は、親の入場料が必要となり、行きたくても行けないことも想定されます。助成対象を見直さない限り、不公平感は拭えません。様々な問題が浮き彫りになっています。そういう状況の中、現時点でこうした補正予算を組む必

要はないと思います。

そうした現状を踏まえ、今回忠岡町から提案された補正予算のうち、現状必要な予算はそのまま残し、不必要な万博こども無料招待事業を削除した修正案に賛成、原案には反対いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

次に、原案に賛成の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

修整案に賛成の発言を許します。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

私もこの原案ですね、議案第34号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について原案反対、修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

この補正予算案、原案ですね、の中身のうち、ほとんど必要な予算ですので、私も認めております。

ですけれども、この大阪・関西万博こども招待事業に係る委託料のみ反対しております。ですので、この修正案一緒に出させていただきました。

いろいろある理由の中で、3点大きく理由を述べさせていただきます。

まず、1点目ですね。

安全性に対する問題です。万博会場ですね従前からと言われてますとおり、メタンガスのガス爆発、これが今問題になっております。先だって大阪府、それから京都の教職員組合のほうから安全性に不安があると。学校現場としても子供を連れていくのに不安があるということで、中止を求める要望書が提出されています。学校現場の先生方が不安を感じているこの万博ですね、そこに忠岡町も上に乗って進めるところが疑問と。

ここ数日の報道を見てましても、安全エリアだと言われていた場所からもメタンガスが検出されていたということも報じられています。このガス爆発への不安はまだまだ全然解消されていないということで、安全性が確認されていないイベント参加を忠岡町、自治体行政が後押しして何かあった場合、忠岡町責任を持てるのか、誰が持つのかというところを先日の常任委員会で明確な答えなかったように思います。そういった責任の所在が不明確な状態で子供を招待するというこの事業に疑問があるという点が1点。

もう1点、2点目ですね。そもそもこれ大阪府の招待事業ですね。万博に招待しますよ

という事業が市町村に降りてきたものです。ですけども、この万博子供招待事業そのものに無理があるという点です。

先ほども別の方も修正案賛成の討論とおっしゃってましたけれども、1回目は学校行事で連れていくと、子どもさんたちを連れていく。これ忠岡町も希望するというので、回答していると聞いております。

2回目ですね。市町村負担、我々忠岡町の負担で今度は子供さんたちに行っていただくということで、今回のこの補正予算案原案は、この2回目分にかかる費用の予算案です。

ですけれども、この万博そのものに魅力があれば、しっかりと無理やり行政が公費を負担して招待しなくても皆さん行きます。実際に1970年の高度成長期に大阪万博がありましたけども、あのときにこんな招待事業、子供の動員したんでしょうか。

マスコミ等の世論調査でも多くの国民・住民が「行かない」と回答してます。メタンガスの問題もあります。パビリオンが3か国も撤退している。また、国内企業の撤退も報じられています。またいろいろ空飛ぶ車も含めて目玉がだんだん消えていってるということで、この万博そのものについての魅力がやっぱりないから、こうやって動員をする必要があるんだらうと。

先日のこの6月議会の本会議3日目でもですね、この補正予算案議案第34号の大綱的質疑の中で井上副町長が「1回目の学校行事では味わい尽くせないの、2回、3回と子供には行っていただきたい。」ということでおっしゃってました。まさにそこなんですよ。1回目の学校行事で、好きなパビリオンも行けない。ここのパビリオンに行ってくださいと決められているというふうに聞いています。そういうコンセプト、事業コンセプトそのものがどうなんでしょう。やっぱりおかしいということなんです。1回目から自分の好きなところに行って自由に見れるというのが、本来の万博の行き方や普通に思うんですよね。

これはやっぱりネット等報道も見てもですね、もう大阪・関西万博そのものがやっぱり不評をかってる、人気がないと、興味を持たせるものじゃないというところが根本にあるということで、その開催者側、一部の政治家の方々ですね、来場者数を増やすために子供たちを、また市町村を巻き込んで政治利用しているだけにしか見えないと。そこは多くの国民の方々が声を上げられている。

これ直近の報道ですけども、朝日新聞ですね。6月9日に報じてる内容ですけども、「万博に行きたいですか」とアンケートを取ってます。81%が「行かない」という回答。大阪の読者に限っては62%が「行かない」と答えてるということなんです。

ですので、どこの政党をどういう何を支持するしないに関わらず、やっぱり多くの人々がこの万博に興味を持っていないというところが問題で、魅力のない万博というところがやっぱり根本的に問題だと私は感じています。

次に、3点目、公費負担する事業としてふさわしくないという点です。

忠岡町民我々大阪府民です。もう既にこの万博開催費用を多額の税金で負担しておりま

す。開催に関わる工事費をも増額されてますし、それについても反感を買っていうところ
です。

昨年、秋の大阪府議会でも1回目の学校行事で万博にこども無料招待をするという部分
で事業費用についても可決されてます。ですので、これは我々の公費負担分を負担してる
わけです。さらに2回目こども招待事業で今回の補正予算案、忠岡町民が負担するわけ
です。無料招待とおっしゃってますけどね、もうかなりの負担、我々住民してるわけですよ。
あとどれだけ我々忠岡町民は、この万博関連に税負担をしないとイケないのかと。

先日から私も町内の住民の方ですけどね、やっぱり生活に困窮されてる方多いです。独
り親家庭の方々ですね、ちょっと聞いてみました。この万博招待事業についてどう思うか
とお聞きしましたところ、「万博なんかに興味ないと。それよりも生活が苦しいんやと。
本当に苦しいと。そんな万博なんかは税金使うより、もっと大事なところに税金投入する
ところあるやろと。もっと必要なところに税金、公費を投じてほしい。」というお声があ
りました。まさしくそれが本当に国民・住民の声やと思います。

報道でも様々な問題取り上げられて、課題がたくさんあるこの大阪・関西万博ですね、
公費を投じること自体やはりもう国中ですね、国民・住民の理解・納得を得られていない
というところは皆さんご存じだと思う。

原案賛成の討論を先ほどありましたけれども、そういった内容というところは、実際ネ
ットニュースとかいろいろ見てましても、非常に叩かれてますよね。不評をかっていて
いうところで、机上の空論というところを申し上げさせていただきます。

ですので、100歩譲って忠岡町が行政としてこの万博関連の公費を投入するというの
であれば、行きたくても行けない住民の方、世帯の方に町独自で補助をするとかですね、
そういった行政本来の事業支援をするのであれば、行政として認められるかなと、公費負
担として認めるけれども、この予算内容ではちょっと認められないと。

ですので、行政本来の事業支援をすべきというところです。

ですので、長くなりましたけど、以上のような理由からですね、原案には反対、修正案
には賛成させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）についてを採決
いたします。

まず、本件に対する修正案について起立により採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（北村 孝議員）

ありがとうございます。起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

本件について委員長の報告は、原案可決であります。議案第34号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、原案は可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第5、議案第35号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

議案第35号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について反対の立場で討論を行います。

マイナポイントでマイナンバーカードの普及は7割であります。マイナ保険証機能を紐づけした方は全体の62%、デジタル庁政策データダッシュボードというところですがに過ぎず、忠岡町では国保加入者約3,100人中約1,700人であって、55%にしかなりません。今の紙の保険証で医療にかかることを望む国民は3分の2を超える多数です。

それにもかかわらず、政府は紙の保険証を12月2日で廃止するとして、マイナ保険証を持たない国民に資格確認書を発行すると言っています。保険証廃止は国民皆保険制度の崩壊につながります。マイナンバーカードに国民の血税をどこまでつぎ込むつもりなのかと批判が上がっています。

今の紙の保険証で全く不都合はありません。今の保険証をそのまま残せば、資格確認書をわざわざ作る必要はありません。資格確認書は保険証と同じというふうに、2月24日加藤厚生労働大臣が閣議後に会見をしています。

それならば、資格確認書は意味がなく、これ以上の税金の無駄遣いの必要もありません。無理に資格確認書を紙の保険証の代わりにすれば、保険者や自治体医療機関は大混乱します。これ以上のむだ遣いを止めるべきです。

紙の保険証と資格確認書が同じなら、紙の保険証を今のまま残せば問題は解決できます。忠岡町に確認をいたしましたら、今の資格確認書は、今の紙の国民健康保険証と同じ大きさだということです。そういったところで紙の保険証を廃止するための今回の補正予算案であります。

今年4月からの医療の受診料がマイナ保険証の方は窓口負担が6円安くなり、紙の保険証の方と差別化が持ち込まれました。マイナンバー制度は、プライバシー権の侵害のリスクが避けられず、マイナ保険証になると毎回提示する必要があり、紛失のリスクがあるため、マイナンバーカードを作らない方もいる中、マイナンバーカードを持たないことで不利益にされています。国のマイナ保険証への誘導策であります。

マイナンバーカードは法律上任意であり、強制はできません。国民皆保険制度を採用する我が国では、全国民に対して、マイナンバーカードの取得を強制することであり、マイナンバー法の申請主義、任意取得の原則に反し、マイナンバーカードの取得を事実上強制するということとなります。資格確認書は国民健康保険証と同じ大きさと聞いております。だったらシステム改修費などの税金の無駄遣いをせず、今の保険証を廃止せず、そのまま使えばよいではありませんか。

よって、忠岡町国民健康保険特別会計の補正予算に反対をいたします。

議長（北村 孝議員）

討論をお受けいたします。

賛成討論ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

賛成の立場で討論を申し上げさせていただきます。

これもう、従前から申し上げてるとおりですけども、先ほどおっしゃっておられた反対の理由ですね。私もそれすごい賛成です。すみません。マイナンバー制度自体私も反対ですんで、おっしゃってる内容至極ごもっともでそうだと思いますけれども、国に言うべき内容であって、忠岡町に言うのは筋が違うということを従前から申し上げさせていただきます。

マイナンバー制度の問題というのも、国の法改正するなど法律を変えるしか方法がないわけですよ。法令、これ改正されて、令和6年12月2日から紙の保険証を廃止すると

なってしまってる以上、忠岡町は法令に従う義務がありますので、従わざるを得ないということで、国に言うべきことを理由にして、忠岡町の予算案に反対するのは、筋が違うというところで、この補正予算案賛成させていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

反対ですか。

12番（河野 隆子議員）

反対です。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

基本的に、マイナンバーカードは任意です。そこの大原則は変わっていません。マイナ保険証も、ですから任意。それがために、政府は資格確認書を出すということでもあります。

原則、全部マイナ保険証するという強制なので、今回ね、この12月2日に廃止ですか、これは法律の趣旨に反するものだと言わざるを得ません。マイナンバーカードは任意、それが大原則だということをまず初めに申し上げさせていただきます。

その任意のものに対してですね、国民全員が入っている保険制度、国民保険ですね、これに紐づけする、くっつけるためのことが行われている。ですから、今矛盾が生まれているというふうに思います。それを使わない診療がこの保険証って、マイナ保険証ですね。これを作らないと診療ができないといういろんなトラブルも行っていきます。

今、政府はあの手この手でこのマイナカードを普及させる、そういった手だてをしてるんですね。性別は国民を詐欺から守るために、詐欺グループに携帯が悪用されないように携帯を買い換える際にマイナンバーカードに搭載されていますICチップの読取りが義務づけられると、これを6月18日に閣議決定してるんです。

そういったことで、いろんなあの手この手、そしてマイナ保険証を増やした病院ですね、これは5月から7月、最大第20万円一時金が入るということですが、政府はこれを8月末に倍の40万円したということと、あとクリニックや薬局、こういったところは10万円だったのを20万円に増やして、いろんな手を使ってこのマイナンバーカードを普及させると、そういったことをやっているわけなんです。

それで、今回このシステム改修のためにお金が出ていますが、普及策にこういったお金を使うべきではないということは、きっぱり言わせていただきます。

そして、先ほどこの議案には賛成の討論がありましたが、国に言うべきだということで

ありますけれどもなら、なぜならこの本町の、この本議会の中でわざわざ採決をするのか。それがやっぱり地方自治の役割があるということでもあります。

ですので、この議案に対しては反対の立場で反対討論をさせていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。議案第35号について委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

日程第6、意見書第4号 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

12番（河野 隆子議員）

趣旨説明をさせていただきます。

岸田政権は大軍拡の予算を進める一方で、高齢者医療や介護など社会保障費を削減して、介護保険の利用者負担増と給付削減を進めています。介護報酬改定案で訪問介護ヘルパーへの事業費の給付削減が打ち出されたことは、大変ショッキングなニュースとなりました。

2000年から始まりました介護保険制度は、この4月から第9期を迎えました。1期目は忠岡町の基準額は1か月3,284円でしたが、現在の基準額は1か月6,397円と約2倍になっております。

そして、保険料は3年ごと上がっていくのに、中身はどんどん改悪をされております。これまでも特養入所要件を要介護3以上に限定、そして利用料の2割・3割負担の導入、

食事代や部屋代の全額自己負担化、要支援1・2の人の介護の保険外しと、いろんな改悪が進められております。

また、新型コロナウイルス感染拡大によって、医療介護の事業所が国民の命を守るために充実が必要であることが明らかになりました。介護事業はコロナ禍の中でも必要な事業を展開して、自助努力で感染対策を取り、高齢者の命と生活を守っています。今後の社会において日本経済を回復させていく上でも、必要な事業です。

しかし、介護保険は利用者が増え、サービスが充実すると保険料が上がる仕組みになっており、高齢化が進む日本において社会保障として介護を支えるには、今の介護保険制度では限界が来ています。

コロナ禍対応による事業者への財政支援も利用者負担を求めるもので、国民の困難の解消にはなりません。多くの介護事業者が今経営難となっており、これからも事業継続ができるか不安を抱えています。

このように介護保険が制度として限界にきている原因は、国が介護の予算の半分を持っていた措置制度から介護保険制度に変わる中で、その予算割合を半分に減らしたことにあります。

その結果、介護保険料は上がり続けており、多くの国民負担と重なって、高齢者の生活に大きな影響を及ぼしています。介護を社会保障として使える介護保険制度に切り替える必要があります。

これからの日本の人口構造にも対応できる持続可能な財政基盤が必要です。高齢者の介護、自己責任、家族の責任に押しつけず、社会全体で支える制度とするためには、ここにも書かれておりますように政府は介護保険に対する国庫負担割合を抜本的に引き上げると、これが今求められているところであります。この意見書にぜひ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

趣旨説明を終わります。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

2 番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2 番（今奈良幸子議員）

この意見書に反対の立場から討論させていただきます。

介護保険制度の理念とは、高齢者が自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限生かして、自立した質の高い生活を送ることができるようにする支援する自立支援であり、サービスの改革、在宅ケアの推進、地方分権の推進を主な政策目標として掲げられています。

介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げは、いろいろな視点から見ると短期的な解決策ではあるものの、長期的な財政負担や社会全体への影響を考慮する必要があります。持続可能な介護制度の構築を目指し、効率的なサービス提供と財政的安定性の両立を図ることが求められるため、この意見書には賛成いたしかねます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今奈良議員がおっしゃった短期的な改善だということは、お認めのようであります。

「こんな高い介護保険料、どうにかならないか。」と今奈良議員のお知り合いの方から聞いているはずだと思います。これは介護保険めっちゃめっちゃ高いということで、それは忠岡町は基準額ですね。本人は非課税ですけれども、その世帯の課税であるという。その65歳以上のその方の1か月の保険料が6,397円ということで非課税で月6,397円ということであります。全国平均からしても、忠岡町のこの介護保険料が高いということであり、私どもはもう住民の方からも大変な苦情を聞いております。

ということで、これを国に言わないで、国の負担を増やさずに、こういった住民の方に負担を押しつけるということをしていっていいのかということで、これは介護保険料を

何とか引き下げてほしい。引き下げるにはもう20年以上前から、始まった当初からの負担比率が国が全体の25%しか負担していないという負担割合は変わっていません。

1号被保険者の方の負担割合は18%だったものが23%に増えているということであり、誰の負担を押しつけてきたかという、1号被保険者、国民のほうに押しつけてきたということで、国は一切負担割合を増やさずに国民に押し付けるという、こういうやり方をしたから大変高くなってきているということでもあります。ということで、やはり国に改善を求めるというのは、忠岡町の住民の方の要望でもあると思います。

ということで、そういう声を国に上げていくというのが、忠岡町議会の議員の仕事ではないでしょうか。ということで、この介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求める意見書は、ぜひ議会で可決すべきであります。

これから持続可能だということであれば、制度設計最初にしたのは厚生労働省、これ政府であります。そこがこういうことになるということを知っていたのであれば、きちんと最初から高齢化社会が来るというのであれば、きちっと制度設計をすべきだったと思いますが、このように使えば使うほど高くなるというこういう制度設計にした、そして保険料が上がっていくということにした責任は取っていただかなければいけないので、国の責任においてつくった制度ですから、国の責任において国庫負担の割合を求めることは当然ではないかと思います。

以上、この意見書への賛成討論といたします。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

この意見書で賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対の討論の中でも、国庫負担割合の引上げが、根本的・抜本的な解決にならない、一時的な解決だということところは、私もそこは同感なんです。

ですけれども、今のままだと国民の負担はなくならないと、厳しいままなので、一時的にしる何らかの策を国に言うべきだと私も思っています。

ですので、根本的な解決は、それはそれで国は考える必要はありますけれども、とりあえず目先の軽減策だけでも、我々はやっぱり言う必要があると。何もなしでこのまま負担厳しいまま行くというのはどうかと思います。

ですので、目先の利益と言われるかもしれませんが、意見書には賛成させていただいて、国に取りあえず、何か改善していただきたいところで、この意見書には賛成させ

ていただきます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

8 番（三宅 良矢議員）

賛成の立場から少しだけ意見を言わせてもらいたいと思います。

先ほど効率をもっとと言ってたんですけども、今特にヘルパーさんなんて平均年齢 60 超えています。

あと 10 年もしたら、在宅で介護保険を使いたいけど、ヘルパーさんをもっと諦めてねという時代は、もう既に近づいてることは、多分現場を知ってはる方は絶対に分かってはるし、僕らからしてもそこはもう本当に地域でも本当にもう考えていかないといけないことだと思えます。

確かに国庫負担の割合もそうですし、僕は結構ケアマネの仲間にも、僕らはケアマネとしてでも介護保険料を高めていかな、上げていかないと、結局、自分たちのことを自分たちで締めてるんだというのは、そういう意見はよく出てきます。議論も出てきます。

一時的であっても、10 年、20 年先の人材が 60 代が、ただただ 70 代に引き上げていくわけじゃなく、本当にそこを今一時的でも何とかしていかへんかったら、もう効率悪くないです。めちゃくちゃ雑巾、絞った雑巾をほんまに、より絞ってるような状況が今の介護の現場なんで、こういったような意見はもうより今後挙げていくべき、地方は声を力強く挙げていくべきじゃないかなと思いますんで、本意見書に賛成させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論はございませんか。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

反対の立場から討論させていただきます。

介護保険料が上がることは、もう本当に働いている方にも給料にも反映されていると思います。言われていることはもうよく分かるんですが、高いということもよく分かってお

ります。

でも、税金を使うと国に言うということは、最終的にはまた国民の負担が増えていくのではないかなというふうに思っております。そうではなく、介護にかかる人を減らす努力としてフレイル等にも取り組むよう、力を入れていくべきではないかと思っております。大東市とかはそれで成功もしているというふうにもお聞きしております。

ですので、この意見書には、賛同いたしかねます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第4号 介護保険に対する国庫負担割合の抜本的引き上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

意見書第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。

よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第7、意見書第5号、障害者相談支援事業の委託業務を社会福祉事業として非課税の対象にすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

障害者相談支援事業の委託業務を社会福祉事業として非課税の対象にすることを求める意見書案について、趣旨説明を行います。

障害者が一般的な生活や障害の悩みを相談できる障害者相談支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、全市町村に義務づけられている事業であります。本事業の多くは、

社会福祉法人など民間に業務委託され、忠岡町においても、民間へと業務委託をされています。

しかし、この障害者相談支援事業については、市町村が地域生活支援事業として行うこととされ、社会福祉法上に規定する社会福祉事業に該当しないので、消費税の課税対象となっています。

このため、忠岡町においても、先日の3月議会において課税対象分の補正予算が組まれたところでもあります。

一方、例を挙げますが、地域包括支援センターが総合相談支援事業の一部を委託した場合、消費税は非課税となっています。近年、伴走的支援の実現に向けて、障害者の相談支援の重要性を厚生労働省が強調しています。それだけ社会福祉サービスとして必要な事業であるのに、課税対象にするのは問題ではないでしょうか。事業継続のための経営上の視点からも、障害者相談支援事業を社会福祉事業として非課税の対象にすることを国に求める意見書であります。

議員皆様のご賛同を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第5号 障害者相談支援事業の委託業務を社会福祉事業として、非課税の対象にすることを求める意見書の提出についてを採決いたします。

意見書第5号について原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立全員であります。

よって、意見書第5号は、原案のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長（北村 孝議員）

日程第8、議会運営委員会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申出のとおりにより、閉会中の継続調査することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

本定例会の会議に付されました事件は、全て議了いたしました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月11日より開催されました本定例会では、ご提案いたしました諸議案について慎重なご審議いただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございました。

また、本定例会や各委員会を通じましていただきましたご意見・ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政に活かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、来月26日からいよいよ4年に一度のオリンピックがパリで開催されます。日本

選手の皆さんにはぜひ悔いのないように頑張ってください、そして、日本中に勇気と感動を与えていただきたいと思います。

また、先般、近畿地方では梅雨入りしたと気象庁より発表がございました。昨年は牛滝川、高板橋の水が氾濫危険水位に達したため、高月北地区に対して、初めて避難指示を発令いたしました。

流れによる川の増水や線状降水帯による集中豪雨など、今後は水に対する災害が発生するリスクが高まりますので、緊張感を持って災害対応に当たってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

結びに当たりまして、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう、心から祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和6年第2回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様には、大変ご苦勞さまでございました。お疲れさまでした。

（「午前11時18分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年6月27日

忠岡町議会議長 北村 孝

忠岡町議会議員 二家本 英生

忠岡町議会議員 是枝 綾子